

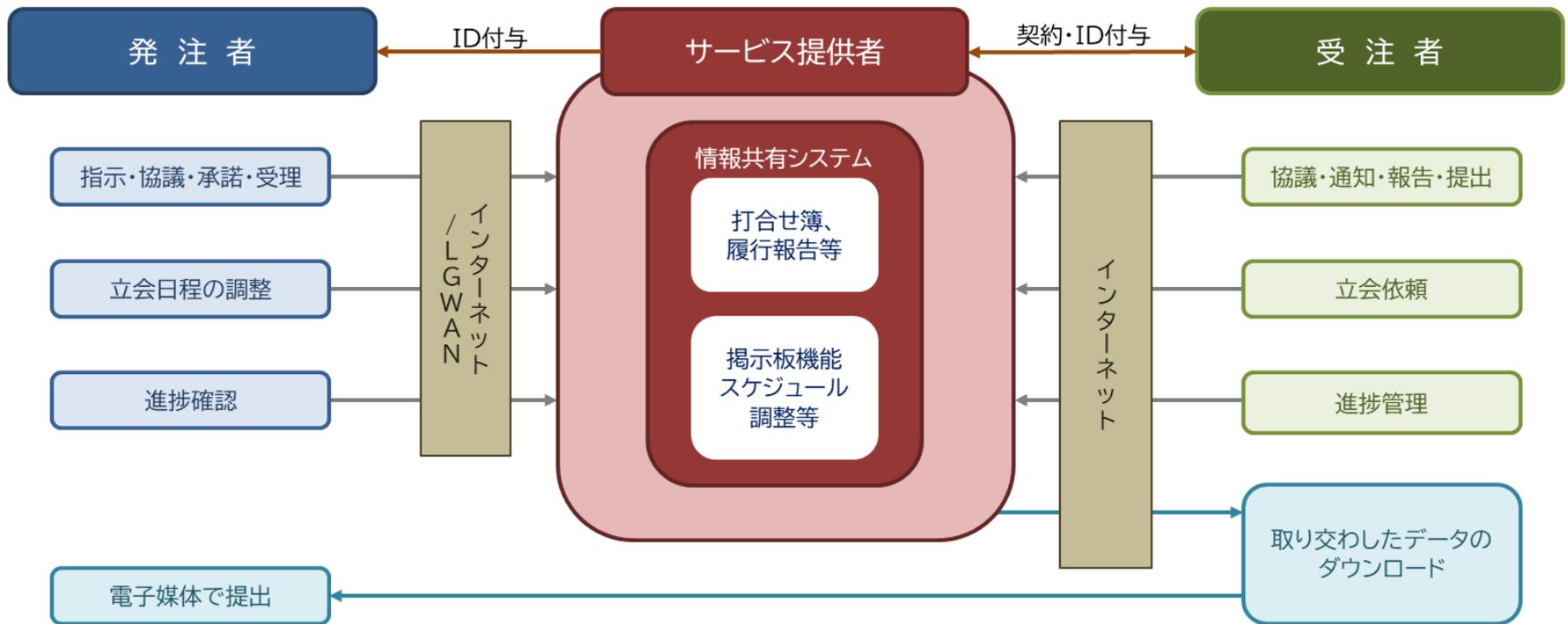
鈴鹿市 情報共有システム試行要領について

令和6年9月

技術監理契約課 技術管理G

情報共有システムとは①

- 情報共有システムとは、工事等において、監督員及び受注者間の情報をインターネット上で電子的に交換・共有することにより、業務効率化を実現するシステムをいいます。



情報共有システムとは②

受注者の メリット

- 書類の取り交わしのために来庁する必要がない。

受発注者双方 のメリット

- 紙の書類が減る。
- 書類の取り交わしがインターネット上で出来る。

発注者の メリット

- 書類の保管場所が節約できる。

情報共有システムとは③

- ① 利用できる情報共有システムは国土交通省の機能要件を満たしたサービスとします(以下のリンクから確認できます)。

[情報共有システム提供者における機能要件対応状況関連資料 | 電子納品に関する要領・基準 \(cals-ed.go.jp\)](#)

[官庁営繕:営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料 - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)

- ② 情報共有システムの提供方式にはASP方式とサーバー方式がありますが、鈴鹿市で利用できるのはASP方式のみとなります。
- ③ 情報共有システムの接続方式にはインターネット接続方式とLGWAN-ASP方式があります。
- ④ 利用するサービスと接続方式は、受注者が決定します。

鈴鹿市における情報共有システムの運用について

- ① 今回制定した「鈴鹿市 情報共有システム試行要領」「鈴鹿市 情報共有システム活用ガイドライン」は、令和6年9月6日以降公告の案件から順次適用されます。
- ② 適用案件は原則として鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局が発注する工事等(土木工事・設計業務等・公共建築工事・建築設計業務等)とし、適用される案件はその旨を特記仕様書に明示します。
- ③ 適用案件では、契約後、受発注者間で情報共有システムを利用するかどうかの協議を行います。この協議により止むを得ない事情があると判断される場合は、利用しないことも選択できます。
- ④ システムの利用料金は、以下のように扱います。
 - ・土木工事: 共通仮設費率に含まれています
 - ・設計業務等、公共建築工事、建築設計業務等: 設計変更対象とします
- ⑤ 適用案件で情報共有システムを利用しても成績加点はありません。また、利用しなくてもペナルティ(成績減点や減額変更)はありません。

利用開始から工事完了までの流れ

工事契約時

- ・ 情報共有システム利用の協議
(接続方式、対象書類、利用者及びワークフロー等の決定)
- ・ 協議結果に基づき、受注者がサービス提供者と契約→システムに基本情報を登録

工事中

- ・ 情報共有システム上で書類を取り交わす
- ・ 発議または承認する場合、契約時に利用者へ割り当てられたIDとパスワードで情報共有システムにログインする
- ・ 自身の承認が必要な案件が発議されると、自身のメールアドレスに通知が届く

工事完成時

- ・ これまで取り交わした書類を電子媒体に保存して提出
- ・ 提出方法は「三重県CALS電子納品運用マニュアル」に準拠

完成検査

- ・ 提出書類の確認には「電子納品チェックシステム」を使用
- ・ 完了後は、従来の紙資料に代えて、電子媒体を設計書と共に保管する。

情報共有システムで扱う書類の種類について

- ① 情報共有システムで扱う書類は、工事毎に事前協議して決定します。
- ② 情報共有システムで扱うこととした書類は、原則として紙書類の提出を不要とします。
- ③ 各種検査も、受注者が提出する電子資料により実施します。

(土木工事における対象書類の例)

施工計画	計画書	施工計画書 総合評価計画書
	設計照査	ISO9001 品質計画書 設計図書の照査確認資料 工事測量成果表 工事測量結果
施工体制		施工体制台帳、下請負通知書、作業員名簿 施工体系図 部分下請負通知書
施工管理	工事打合せ簿	工事打合せ簿
	関係機関協議	関係機関協議資料
	材料確認	材料確認書
	段階確認	段階確認書
	確認・立会	確認・立会確認書
安全管理		事故速報
工程管理	履行報告	工事履行報告書
出来高管理	出来高管理資料	出来高管理図表
	数量計算書	出来高数量計算書
品質管理	品質管理資料	材料品質証明資料 品質証明書
その他	報告書等	新技術活用関係資料 総合評価実施報告書
	建設リサイクル	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書
	創意工夫	創意工夫・社会性等に関する実施状況
	現場環境改善	工事現場のイメージアップ等の実施状況
	ICON	i-construction に関係する 3 次元データ
	その他	共通仕様書に記載の様式で、受発注者で決定した資料
BIM/CIM		BIM/CIM関係データ

(設計業務等における対象書類の例)

発注者貸与資料		発注者からの提供資料または、業務に関連した過年度成果品ファイルの写し
契約関係等書類		業務計画書 身分証明書交付願 支給品引渡通知書 支給品清算書 支給品返納書 貸与品借用書 貸与品返納書 再委託(変更等)申出書 再委託について 履行体系図
業務管理	業務打合せ簿	業務打合せ簿 記録簿 履行報告書
その他		事故報告書 共通仕様書に記載の様式で、受発注者で決定した資料

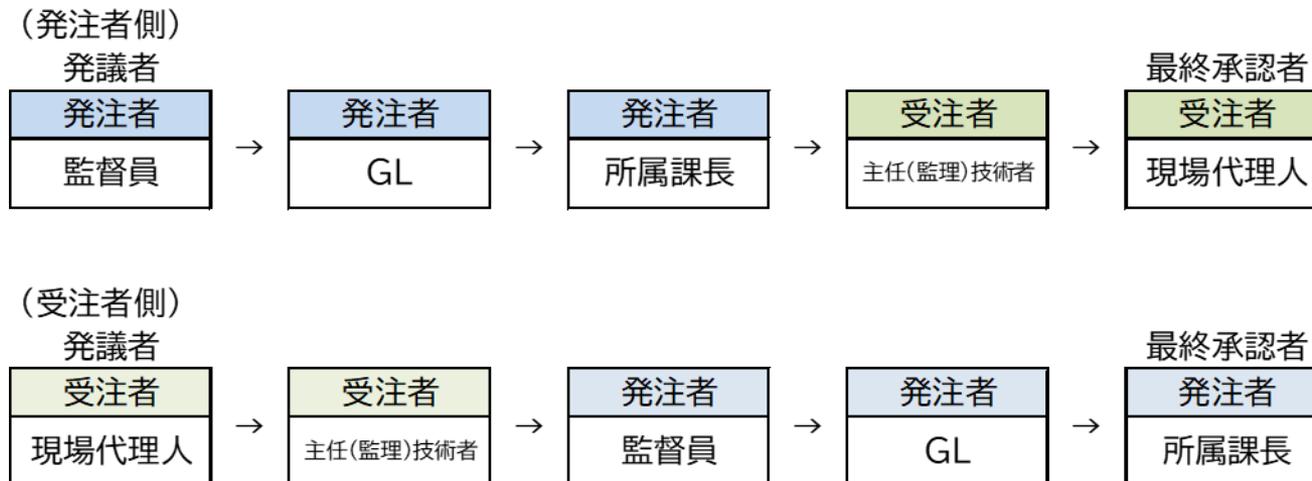
承認経路(ワークフロー)について

- ① ワークフローとは従来の「合議ルート」のことをいい、着工前に、情報共有システム内で書類の発議から承認までに関与する担当者(利用者)と受発注者間のワークフローを協議し、利用登録時に受注者がシステム上に設定します。
- ② ワークフローにより承認された書類は、公共工事共通仕様書における「書面」に該当します。

26. 書面

書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、**指示、承諾、協議、提出、報告、通知**が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有シス

- ③ 登録された利用者には、それぞれ担当者IDとパスワード(=アカウント)が発行されます。
- ④ 自身が承認すべき案件があると、登録したメールアドレスへ通知が届きます。
- ⑤ ワークフローの例は以下のとおり。



利用イメージ

様式-9

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和6年05月24日
発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
(内容) 設計図書の照査を実施した結果、設計図書に異議はありません。			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		年月日	令和6年05月24日
		年月日	

監理員



現場代理人



様式-11

段階確認書 施工予定表

年月日：令和6年05月27日

土木工事共通仕様書1-1~4第6項に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

 受注者名： _____
 工事名： _____ 現場代理人名等 _____


種別	組別	確認時期項目	施工予定時期	記事
場所打杭工	オールケーシング杭	杭頭処理完了時	令和6年05月27日 09時00分	

年月日：令和6年05月23日

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名： _____

確認種別	確認組別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
場所打杭工	オールケーシング杭	杭頭処理完了時	令和6年05月27日 09時00分	令和6年05月27日

年月日：令和6年05月27日

確認書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名： _____



工事完成時の対応

※土木工事の場合

- 情報共有システムで取り交わした文書は、受注者から、情報共有システムの機能を利用して電子媒体に収めたものを提出していただきます。
- 提出要件は「三重県CALS電子納品運用マニュアル」に準じます。
- 令和6年7月より、土木工事では電子データによる工事写真の提出も可能となりました。このことは、最新の「三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領」に記載されています。

三重県公共工事共通仕様書 鈴鹿市取扱い要領(令和6年7月)※抜粋

3 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真を、以下のいずれかの形式で提出する。

① 工事写真帳(写真はサービス版相当の大きさとA4用紙に縦3枚割付、備考欄、参考図等含む)。

② 「①をPDFファイルに変換し、本基準1-2工事写真の分類に準じたしおりを付与したものを格納した電子媒体。

③ 写真原本を格納した電子媒体。

③で提出する場合、写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は最新の「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づくものとする。

また、③で提出する場合、その電子媒体に工事写真を閲覧するためのソフトウェア(インストール不要で動作するもの)か、②又はこれに準じたPDFファイルを同梱すること。

工事写真帳の整理については、工種毎に撮影箇所一覧表に示すものを標準とし、「撮影頻度」に基づき撮影した工事写真の全てとする。

情報共有システムQ&A①

①	何のために情報共有システムを導入するのですか。	「国土交通省CALIS整備基本構想(平成8年)」に基づき、「工事帳票の処理の迅速化」、「工事帳票の整理作業の軽減」、「検査準備作業の軽減」、「情報共有の迅速化」、「日程調整の効率化」を目的として導入されるものです。
②	サービス提供者は、どのように選んだらいいですか。	利用できる情報共有システムは、国土交通省のウェブサイトから確認できます。 発注者からは指定できませんので、受注者からサービス提供者に直接お問い合わせください。
③	インターネット接続方式とLGWAN-ASP方式は、どちらを選べばいいですか。	発注者としてはLGWAN-ASP方式が利用しやすいですが、受注者の負担する費用が高くなるため、受注者の判断によります。
④	工事の途中で技術者が変更になりました。どうしたらいいですか。	工事の途中でも利用者を追加することができます。詳細はサービスに確認してください。なお、その場合、前任者の情報は残してください(それまでに承認した案件があるため)。
⑤	試行対象案件において、情報共有システムの利用は強制ですか。	情報共有システムの利用は、契約後、受発注者の協議により決定するものであり、止むを得ない事情があれば利用しない事とできます。

情報共有システムQ&A②

⑥ 試行要領対象案件ではない案件で利用することは可能ですか。	発注者との協議により可能です。その場合の運用は試行要領及びガイドラインに準じてください。
⑦ 情報共有システムの契約終了後、出力していない資料があることが分かりました。どうしたらいいですか。	サービスによって異なりますが、契約終了後1～3か月間は情報共有システムにアクセスできます。詳細はサービス提供者に確認してください。
⑧ 電子媒体で提出した工事書類を、紙でも提出する必要がありますか。	原則として情報共有システムで取り交わした書類は印刷しないこととしますが、紙による確認や説明自体を否定するわけではありません。受発注者共に、印刷する場合は必要な部分に留めるよう心掛けてください。 また、発注者側から一部の書類を紙で提出するよう依頼させていただく場合もありますので、その際にご協力をお願いします。
⑨ 提示資料はどのように扱いますか。全て打合せ簿の添付資料として提出していいですか。	提示資料はシステムに付帯する掲示板機能やメール機能、通常の電子メール、紙の印刷物などで確認することとし、提示資料が工事完成図書に含まれないよう注意してください。
⑩ 「三重県CALS電子納品運用マニュアル」ではCADデータのフォーマットはSXF(P21)と定義されています。情報共有システムで取り交わす図面も、この形式で取り交わさなければならなりませんか。	本要領では、情報共有システムで取り交わした書類を発注者に提出する方法として「三重県CALS電子納品運用マニュアル」を準用しているのみであり、図面データのフォーマットを三重県の運用に合わせる規定は設けていません。 情報共有システムはJWWを含めた多様なファイル形式に対応していますが、一般的でない形式のファイルは発注者側の通信環境の都合により読み取りできない場合があります。